

## 裁判所に書面・資料を提出する際の注意事項

### 那覇家庭裁判所

1 反対当事者に知られたくないことは主張書面に書かないでください。

あなたが裁判所に提出した後の書面や資料について、反対当事者から見たい又はコピーをとりたいとの請求があれば、その請求は許可されることがあります。

2 反対当事者に秘密にしておきたいことが、提出しようとしている資料に記載されている場合には、提出前に、裁判所職員に相談してください。

例えば、源泉徴収票に住所等が記載されている場合には、そこから反対当事者に住所を知られる可能性があります。  
また、裁判所では個人番号(マイナンバー)を利用しませんから、個人番号の記載がないものを提出してください。

3 提出する書面や資料は、2部(裁判所用と反対当事者用)同じものを用意してください。

4 誤って反対当事者に知られたくないことが記載された書面・資料を提出してしまった場合には、すぐに裁判所職員に相談してください。

※「反対当事者」とは、申立人にとっては「相手方」のことで、相手方にとっては「申立人」のことです。

ご不明な点がございましたら、書面・資料の提出前に裁判所職員にご相談ください。